

平成25年1月

お客さま各位

さがみ信用金庫
理事長 片桐 晃

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

ご承知のとおり、平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来いたします。

当金庫では、中小企業金融円滑化法の期限到来後もこれまでと変わらず、下記のとおり対応してまいりますのでお知らせいたします。

記

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客さまからの貸付条件の変更等のお申し出にできる限り対応するなど、従来からの方針に変更はございません。また、これまでと同様に他業態を含めた関係金融機関と緊密な連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当金庫は、お客さまからの資金に関するご相談や、貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。
3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、支援してまいります。

以上

【金融円滑化法等ご相談窓口のご案内】

○営業店のご相談窓口

お客さまのお取引店舗へご相談願います。

受付時間 平日 午前9時～午後4時

[店舗一覧についてはこちらをご参照ください。](#)

○苦情相談窓口

さがみ信用金庫 お客さまサポートダイヤル 0120-426-614

受付時間 平日 午前9時～午後5時

土日祝日 午前10時～午後5時（12月31日～1月3日を除く）